

1. 日時 令和4年7月22日（金）午後6時00分～午後7時30分

2. 出席者

委員：白川 重敏（会長）、和田 哲、坂本 要、内野 秀重、山田 幸正
鎌倉 佐保、眞下 祥幸

事務局：教育部生涯推進センター長 庄司 康洋
教育部生涯推進センター文化財係長 浦島 利浩、文化財係 梅田 祐介

3. 報告

1) 事業報告及事業予定について

事務局より資料1-1「歴史民俗資料館・古民家園来館者数一覧」、4月から6月までの事業報告資料1-2「歴史民俗資料館・古民家園事業報告」、7月から9月までの事業予定資料1-3「歴史民俗資料館・古民家園事業予定」にそって報告。

コロナウイルスの影響により来館者は減っていたが、4月以降は徐々に戻ってきている。5月の連休中は5月人形の展示もあり、来館来園が増加傾向にある。去年は4月下旬から5月にかけては緊急事態宣言下にあり休館していたが、今年度は一般公開が継続できている。団体見学・事業への参加者は定員人数を設け制限しているが、体験学習の文化財散策や古民家園の麦収穫体験事業では、募集を開始するとすぐに定員に達してしまうほど盛況をいただいている。今後も感染状況によるが事業別（博物館）対策ガイドラインに従って、事業を開催したい。

2) 埋蔵文化財調査及び調査報告書について

事務局より、4月から7月までに現地調査を行った資料2「埋蔵文化財調査報告」に沿って報告。建築資材高騰の影響もあるのか、4月の埋蔵文化財届出は0件となっていたが、5月連休以降は15件の届出があった。確認調査は2件行い、羽衣町の向郷遺跡では遺構、住居跡が3件、縄文土器など遺物もかなり確認された。一方、西砂町の殿ヶ谷新田遺跡では宅地造成が行われるため、道路造成箇所を試掘坑を設け掘削したが、遺構遺物は全く発見されなかった。なお、向郷遺跡の確認調査では遺構等複数確認したが、届出工事の建物の基礎工事で遺跡を壊す深さでないことを確認したので、現地保存が図られるため本発掘調査は行わなかった。

3) 国宝石幢の保存修理事業

事務局より、資料3「国宝石幢の保存修理事業」の写真に沿って報告。令和2年から3年にかけて、石幢の笠石と6枚の板石を解体した。令和4年度は5月から6月上旬にかけて、石幢の基台部分にあたる六角形の台石を解体し、これで現地での解体作業は終了し、全ての部材を京都美術院の修理工房へ運搬することができた。今後は工房内でモルタルを除去したり、板石の盤面に剥離止めを行ったりして修復を進めていく。解体に要した期間が当初の事業計画から大幅に延長しており、これだけの時間がかかったということは、新保存庫に戻ってきて組立てる際に、どのように安定させて再設置するのが大きな問題となっている。この問題に関しては、文化庁の修理指導監督や保存検討委員会で随時協議を行っている。

解体作業が終わり旧保存庫は空の状態であるが、今のところ除却等予定は聞いていない。昭和29年に国宝収蔵施設として建てられたもので、歴史的にも価値がある。躯体等に問題がなければ、東屋のような形で今の場所に残したいと意向であった。

新文化財収蔵施設は2棟立ての建物で、石幢を保管する平面が正六角形した保存庫と、普濟寺の所蔵寺宝を収蔵する収蔵施設になっている。収蔵施設は2階建てになっており、寺宝についても一般公開する展示室が設けられる予定です。

国宝石幢の保存施設は、文化庁との指導により、国宝が保存される展示ケース内は、24時間空調機により温湿度管理ができるような設備になっている。また、石幢の展示ケース内と観覧者のスペースは、新型コロナ関係のこともあり、換気空間を別系統に区分けし、別々に換気ができるような設計になっている。

報告に関する、委員からの意見などなし。

2. 議 題

1) 文化財指定及び未指定文化財の調査について

事務局より、資料4「文化財指定に関する調査等について」に沿って説明。

事務局：指定候補の文化財については調査票記載の所有者と連絡を取り、文化財指定への同意を得る説明を行っている。コロナウイルス等の影響もあり、調査や説明等が進んでいないところもあるが、鋭意所有者への説明等を進めている。

祭礼に掲げた「砂川五番組の大幟」については、五番組自治会の所有と思われるが、実物は昭和記念公園「こもれびの里」NPO法人武蔵野里作りクラブが保管している。担当に尋ねているが資料の所有者は不明とのことで、所有者が明らかでないと文化財指定をするのは難しいので、関係者への聞き取りなど調査を進めている途中です。

普濟寺の寺宝については、調査票に掲げる文化財は指定をする価値が高いものと認識して協議を行っている。令和6年開館予定の国宝石幢新保存庫に併設する寺宝収蔵施設に展示計画されていて、資料館で保管中の文化財を指定するタイミングと考え、前向きな検討をお願いしている。

普濟寺版の関係では、書誌学的な調査で広島大学文学部佐々木勇教授が普濟寺の承諾を得て、刊経の資料調査で来館された。経典の書写元、印刷の版元、いわゆる底本を辿り、刊経の系譜や作られた時代等を探る研究をされ、国立国語研究所の紹介を受けて行われた。

普濟寺版の調査は過去に、昭和40年代刊行の立川市史で嗣永芳照氏、その後白石克氏が調査され、覆宋版（福州東禪寺版）を底本とする見解が示されてきた。佐々木氏は現存する普濟寺版と称する刊経を悉皆調査し、字形の変遷から、東禪寺版、思溪版、春日版など時代毎、版元によって異なる印刷文字、記載情報を比較分析して、底本を明らかにしていきたいとのことでした。調査では普濟寺所有の普濟寺版を全て複写して持ち帰り、分析を始めるとのことでした。普濟寺版では書誌学的な調査や評価が十分ではないため、今後文化財指定につながっていくものと考えている。

複写直後の所見として、他版ではあまり省かれない「貞」という字の欠字が見られ、底本を探るカギになるのではということでした。普濟寺版が刊行された南北朝時代頃の諱で、歴史上の著名人としては新田義貞があげられるが、東国で、その頃の著名人がいたら教示願いたいとのことでした。

委員：普濟寺の経典の研究が進むと中世普濟寺の様相解明につながっていくだろう。

普濟寺の関係者を含め「貞」という字に関係する人物の調査で、視野が広がっていくことを期待したい。

事務局：文化財指定にも係るため、佐々木教授の調査に進展等ありましたらこの会議で報告したい。

2) 市指定有形文化財「普濟寺保存の板碑群」について

事務局より、資料5 市指定有形文化財「普濟寺保存の板碑群」に基づき、板碑群の実物を視察しながら協議。

事務局：平成7年普濟寺堂宇の火災で罹災し、その後資料館で預かっている板碑群の保管方法について協議したい。文化財指定は昭和30年代で、境内に保存されてきた石造物である。罹災した時には防火区画を設ける等設備がない状態で、被熱した状態で消火放水にさらされたことで、石の表面が割れる等剥離が一気に起こってしまった。当時文化財保護審議会の委員であった樽良平委員が火災後、一点一点現場から掘り出し、破片とともに緊急的な措置として資料館に持ち込み保管を始め、所有者からの要望もあり現在の保管状態に至っている。来る令和6年に普濟寺に文化財収蔵施設が設置された際、罹災時に資料館で保管してきた板碑群の返還等その意向と、保存に関する相談を受けている。

板碑の現状は殆どが破損し、火災の消火活動や建物の崩壊にもなって破損、剥離、分解したものや、煤の付着や溶けたガラスが融着してしまったもの、変色してしまったものを当時のまま保管を続けている。罹災前の調査は、昭和40年代の立川市史編さんの際、拓本や簡易な法量の計測し、その時のデータは残っているが、詳細な記録は残っていない。

板碑を全て修理するのは大変な労力と費用が必要で、数点だけでも修復して展示できないか等、相談を受けている。しかし、このままの状態でも保管を続けていても、剥離や損傷が激しく移動の慎重も要し、活用に関してもかなり難しい状態と推察している。

指定の解除・処分に関する質問も受けたが、同時に罹災焼失した国指定重要文化財等は物質そのものが完全に焼失して指定解除した例を見ているが、損傷を受けているとはいえ、板碑の状態を視認できる状態を留めているため指定は継続されている。

オリジナルの部材でどこまで修理できるのか、接合や剥離止めによる処置、それ以上の修理ができるのか。また60枚余り全てレプリカ製作するなど、修復事業者にお問い合わせると数量が多く、高額になることがわかった。

返還の際、修理案や保存案を適切に指導、提示する必要から課題について協議したい。

<実物3枚を視察>

委員：指定文化財を廃棄や処分するとかは、絶対にやめていただきたい。今のままの状態でもいいので保存していく。こういう罹災があった事実を経て、この状態になったことそのことが大事なのです。もし、処分などしたら、法規的にも大問題になります。

委員：この状態から、罹災前の状態に復元するのは難しい。できれば復元してもらいたい予算や事業費の関係で難しいことも理解できる。博物館では板碑のレプリカも多いので、レプリカの展示と説明を通じて、板碑や文化財の意味を伝えていくのはどうかと考える。

委員：文化財の保存で考えるのなら、このままの状態でも保っていくのがベストな選択である。今の技術ではこれを元通りに修復することは不可能であるが、将来技術の進展で修理方法が新しく出てくる可能性もある。それまで現在の状態をな

るべく維持していくことが重要と考える。展示で活用するのであれば、現物を用いた展示は剥離や破損が心配なためレプリカを用いるのが最善と考える。専用の保存箱、供箱を作り、ウレタンなどで動かないようにするのが保存的には良い方法と考える。10～20年先に新しい保存方法が出てきた時点で、もう一度見直していく、アクリル樹脂などで剥離や接合箇所を固める方法もあるが、元には戻せなくなる。不可逆な修理は行わず、今の状態を保つことが最善と考える。

委員：当時火災後の状況を見たが、板碑は火災が起きた時に建物の瓦が上から崩れ落ちた時に破損した。その時、立てかけていた漆喰の壁に窓ガラスがはめてあって、それが割れて溶けたものが、板碑にくっつき冷えて固まったものとして、残されている。

委員：建造物の観点では、建物を維持しなければならないと新しい部材を取り換えることもあるが、この板碑は罹災後も現物が残ったということに意味があるので、無理に手をかける必要はないのではないか。むしろ、これ以上動かすと剥離が進行し危険なことと考えれば、固定するなど処置することが最優先と考える。展示物を製作するのであれば拓本もあり、レプリカで十分堪え得ると考える。もちろん、焼けてしまったものをそのままの状態で見てもらうことも、大変意義深いものとする。

委員：三次元計測のデジタルデータで詳細を残すことも重要と考えます。

委員：ところで普濟寺から資料館まで、板碑60枚をよく運搬しましたね。そのままの状態でも火災現場に残っていたら、もしかしたら火災後の後片付けで消滅してしまったかもしれない。その意味では損傷の度合いが、当時の壮絶さを物語っているという見方もできる。

事務局：委員の意見を参考に所有者と今後の保存方法について相談してまいります。

3. その他

省略

次回開催予定：令和4年10月28日（金）午後6時～